

令和4年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 よくある質問（三重県）

No.	質問	回答	掲載日
1	補助金の交付申請は、どのタイミングでしたらよいか。	新型コロナの対応が一段落し、かかり増し経費が固まった段階で申請してください。感染等の状況に応じて、随時、申請してください。目安としては、収束した月の翌月末を目途に申請してください。	8/26
2	同一事業所で、同一年度内に期間において感染者が発生した場合、再度、補助金を申請できるか。	基準単価表で定める補助上限額の範囲内であれば、複数回、申請することは可能です。	8/26
3	レッドゾーンで勤務する職員に対して、危険手当を支給できるか。	新型コロナの対応のため、補助金の有無に関わらず、事業所として危険手当を支給するものとして、就業規則等で規定し、社会通念上、適当と認められる手当の水準であれば補助対象となります。補助金申請にあたっては、①就業規則等の根拠となる資料と②支給一覧表（単価×日数（時間数））を提出してください。	8/26
4	感染者が発生する前に、将来の感染に備えて購入した衛生用品は補助対象となるか。	感染者が発生する前に業者へ発注し、購入した衛生用品は補助対象外です。	8/26
5	衛生用品について、感染対策のために購入した使い捨て容器は対象となるか。	補助対象となります。	8/26
6	新型コロナが発生したために、通所介護事業所を休業した。休業補償や減収補填は補助対象となるか。	補助対象外です。介護サービスを継続して提供するために必要な経費が補助対象となります。	8/26
7	施設内療養費の日数は、どのように計算するのか。	陽性判明日（施設内療養の対応が生じた日、有症状者は発症日、無症状者は検体採取日）の翌日から、療養終了日（または入院日）までの日数をカウントしてください。	8/26
8	日中の間、新型コロナに対応したため、時間外に「通常業務」した。その場合、補助金の「割増賃金」の対象となるか。	感染者の発生や濃厚接触者への対応による追加的業務が生じたことに伴う時間外勤務手当については補助対象になります。ただし、基本給については新型コロナ発生の有無に関わらず発生する経費のため、補助対象となりません。	9/15

9/15修正

9/15修正

No.	質問	回答	掲載日
9	感染発生後、いつからいつまでに購入した衛生用品が、補助対象となるか。	当該介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できる場合に補助対象となることから、感染発生以降に購入し、収束までに納入されたものが対象となりますが、明らかに備蓄に回った分については対象外となります。	9/15
10	感染を防ぐために食事時に使用する食器やエプロンは、補助対象となるか。	使い捨て食器、使い捨てエプロンは、補助対象となります。なお、使い捨てベッドシーツは、補助対象外となります。	9/15
11	抗原検査キットは、衛生用品の購入として補助対象となるか。	補助対象となりません。	9/15
12	令和4年4月に1回目の感染が発生し、期間をあけて令和4年8月に2回目の感染が発生した場合、交付申請はどのように行ったらよいか。	基本的には、感染事例ごとに随時申請してください。また、1回目の感染と2回目の感染について同時に申請する場合は、個票（別紙2）を分けて作成してください。なお、基準単価は年度単位で適用されるため、2回目の基準単価については、1回目の補助申請額を差し引いた額を記載してください。	9/15
13	実施要綱3（1）イ（ア）①職員の感染等による人材不足に伴う介護人材の確保とは、利用者に感染者が発生しているが、職員に感染者が発生していない場合も補助対象となる理解でよいか。	利用者だけの感染であっても、その感染者発生による追加的業務に対するものであれば、補助対象となります。	9/15
14	定員50人の特別養護老人ホームの基準単価（補助上限額）は38千円×70人=2,660千円となるが、施設内療養費は基準単価に含まれるか。	施設内療養費は、基準単価（補助上限額）の中に含まれます。	9/15
15	特別養護老人ホームとショートステイの利用者が共通スペースで利用している場合、衛生用品の購入等の経費の計算はどのように行えばよいか。	共通スペースで利用しているなどにより不可分のものについては、利用者数で按分する、利用者の多い事業所で申請するなど、事業所において合理的に判断したうえで申請してください。	9/15

No.	質問	回答	掲載日
16	感染者が発生した事業所（A事業所）に同一法人内の本部職員や障害福祉施設の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金はA事業所への補助として認められるか。	陽性者が発生した介護事業所が「（ア） a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等」に該当するのであれば、陽性者が発生した介護事業所が申請することが前提で、「緊急雇用に係る費用」として対象になり得ます。	10/21
17	施設の利用者を療養先の病院へ搬送した旅費について、「連携機関との連携に係る旅費」に該当するか。	補助対象外です。	10/21
18	ガムテープや養生テープは補助対象となるか。	防護具着用のために使用するものは、衛生用品として対象となります。ただし、ゾーニングやエリア分けに使用するものは対象外となります。	10/21